

条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれ適用される限度税率によるものとする。

4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第五号、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二第二項の規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてある当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第二百七十七条、第二百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第一項から第三項まで若しくは第四十一条の十一第一項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

6 非居住者又は外国法人が支払を受ける相手国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第二百六十四条第二項、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十八条、第二百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで及び第四十一条の十第一項の規定の適用はないものとする。

得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租税条約において当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ規定する限度税率を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税又は法人税につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する所得税額又は法人税額のうち同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

3 第一項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税（道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下同じ。）をも含めて規定されているときは、同項の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率に一を加えた数で除したものとして政令で定める税率とする。

適用があるものに対する所得税法第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第四項、第九条の二（所得税法第二百十三条第一項に係る部分に限る。）若しくは第四十一条の九第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

8| 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定があるものについては、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一条の九第三項の規定の適用はないものとする。

9| 所得税法第一条第一項第三号に規定する居住者（以下この条において「居住者」という。）又は同項第六号に規定する内国法人（人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。）が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつている当該相手国の固体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この条において「特定配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第百七十五条、第百八十二条、第二百九条の三若しくは第二百十三条第二項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三若しくは第四十一条の九第二項若しくは第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

10| 居住者又は内国法人が支払を受ける特定配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百八十二条、第二百九条の二及び第二百十二条第三項並びに租税特別措置法第四十一条の九第二項及び第三項の規定の適用はないものとする。

11| 第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項の規定は、これらの規定に規定する配当等に対し所得税を課さず、又は当該配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額にこれらの規定に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

12| 所得税法第二百七十二条第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定は、非居住

者又は外国法人が第三国団体配当等（同法第百六十五条又は法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける場合において、当該第三回国団体配当等について第七項又は第八項の規定の適用を受けるときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一項第四号	国内における勤務		第一百七十二条	第一項	次条の規定による申告書を提出することができる場合	その年の翌年三月十五日
			第一百七十二条	第一項第一号	十五日（同日前に国内に居所を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日）	その年の翌年三月十五日
第一百七十二条	前号に掲げる		第一百七十条（税率）	第一百七十条（非居住者に係る税率）又は第一百七十九条（国外法人に係る税率）	同号に規定する金額につき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施条例法」という。）第三条の二第七項（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）の限度	同号に規定する金額につき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施条例法」という。）第三条の二第七項（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）の限度
			第一百七十二条	第一項第二号	十五日（同日前に国内に居所を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日）	その年の翌年三月十五日
第一百七十二条	支払を受ける第三国団体配当等（租税条約実施条例法第三条の二第七項に規定する第三		第一百七十条（税率）	第一百七十条（非居住者に係る税率）又は第一百七十九条（国外法人に係る税率）	同号に規定する金額につき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施条例法」という。）第三条の二第七項（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）の限度	同号に規定する金額につき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施条例法」という。）第三条の二第七項（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）の限度
			第一百七十二条	第一項第一号	十五日（同日前に国内に居所を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日）	その年の翌年三月十五日

第三項	第一百七十二条	非居住者	国團体配当等をいう。」
		金額 (前項の規定の適用を受ける者については、当該金額と同項第三号に掲げる金額との合計額)	金額

13

居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する利子等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの（以下この項において「特定利子」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定利子に係る利子所得の金額（以下この項において「特定利子に係る利子所得の金額」という。）に対し、特定利子に係る利子所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第二条第一項の規定は、適用しない。

14 前項の規定のある場合には、次に定めるところによる。

- 一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二（第三項（特定利子に係る分離課税）に規定する特定利子に係る利子所得の金額（以下「特定利子に係る利子所得の金額」という。））とする。
- 二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定利子に係る利子所得の金額を除く。）」とする。
- 三 所得税法第七十一條から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定利子に係る利子所得の金額」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約実施条例第三条の二第十三項（特定利子に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定利子に係る利子所得の金額（租税条約実施条例第三条の二第十四項第三号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定利子に係る課税利子所得の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定利子に係る課税利子所得の金額の合計額」と、同項第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定利子に係る課税利子所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施条例第三条の二第十三項（特定利子に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

15| 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定収益分配」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定収益分配に係る配当所得の金額（以下この項において「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。）に対し、特定収益分配に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第八条の二第一項の規定は、適用しない。

16| 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
一 特定収益分配に係る配当所得の金額は、その年中の特定収益分配の収入金額とする。

二 所得税法第一条第一項第二十号から第三十四号の三までの規定の適用について

ては、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」以下「租税条約実施特例法」という。) 第三条の二第十五項(特定収益分配に係る分離課税)に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額(以下「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。)とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(特定収益分配に係る配当所得の金額を除く。)」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定収益分配に係る配当所得の金額」とする。

五 所得税法第九十一一条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税条約実施特例法第三条の二第十五項(特定収益分配に係る分離課税)」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定収益分配に係る配当所得の金額(租税条約実施特例法第三条の二第十六項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雑損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定収益分配に係る課税配当所得の金額」という。)の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定収益分配に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第一項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定収益分配に係る課税配当所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十五項(特定収益分配に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定のある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

17 居住者が支払若しくは交付を受け、又は受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの(以下この項及び次項において「特定懸賞金等」という。)については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定懸賞金等

に係る一時所得の金額（以下この項において「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）に対し、特定懸賞金等に係る一時所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第四十一条の九第一項の規定は、適用しない。

18 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特定懸賞金等に係る一時所得の金額は、その年中の特定懸賞金等の総収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十七項（特定懸賞金等に係る分離課税）に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額（以下「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定懸賞金等に係る一時所得の金額を除く。）」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定懸賞金等に係る一時所得の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは、「前節（税率）及び租税条約実施特例法第三条の二第十七項（特定懸賞金等に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定懸賞金等に係る一時所得の金額（租税条約実施特例法第三条の二第十八項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額」という。）の合計額」と、同項第一号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額」とある。

に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは

「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十七項（特定懸賞金等に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法

令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

19 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の十

第一項に規定する給付補てん金等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定給付補てん金等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定給付補てん金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」という。）に対し、特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第四十一条の十第一項の規定は、適用しない。

20 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特定給付補てん金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額は、それぞれその年中の特定給付補てん金等の総収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十九項（特定給付補てん金等に係る分離課税）に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額（以下「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」という。）」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定給付補てん金等に係る

五　所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二

条第一項中「前節（税率）」とあるのは、「前節（税率）及び租税条約実施特例法第三条の二第十九項（特定給付補てん金等に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額（租税条約実施特例法第三条の二第二十項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定給付補てん金等に係る課税総所得等の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定給付補てん金等に係る課税総所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、特定給付補てん金等に係る課税総所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは、「その年分の所得税の額及び租税条約実施条例第三条の二第十九項（特定給付補てん金等に係る分離課税）の規定による所得税の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

21 第十三項、第十五項、第十七項又は第十九項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

22 第一項から第十一項まで、第十三項、第十五項、第十七項及び第十九項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(割引債の償還差益に係る所得税の還付)

第三条の三　租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債（以下この条において「割引債」という。）の発行者は、相手国居住者等に対し当該割引債の同項に規定する償還差益（以下この条において「償還差益」という。）の支払をする場合において、当該償還差益（当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。）につき当該租税条約

の規定（当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。）の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、同法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額（次項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

2 割引債の発行者は、外国法人に対し当該割引債の償還差益の支払をする場合において、当該償還差益（租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。）につき当該租税条約の規定（当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。）の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額（前項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部を還付する。

（配当等又は譲渡収益に対する申告納稅に係る所得税等の軽減等）

第四条 相手国居住者等が、配当等又は譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるもの）を除く。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第一百六十五条又は法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該相手国居住者等の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該相手国居住者等の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

2 相手国居住者等が有する相手国居住者等所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第一百六十五条又は法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得

税法第七条第一項第三号、第一百六十四条第一項及び第一百六十五条並びに法人税法第九条、第十条及び第一百四十一条から第一百四十四条までの規定の適用はないものとする。

3 外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該外国法人の法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、同法第九条、第十条及び第一百四十一条から第一百四十四条までの規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第一百六十五条又は法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該非居住者又は外国法人の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該非居住者又は外国法人の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

6 非居住者又は外国法人が有する相手国団体所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第一百六十五条

又は法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。) については、所得税法第七条第一項第三号、第一百六十四条第一項及び第一百六十五条並びに法人税法第九条、第十条及び第一百四十二条から第一百四十四条までの規定の適用はないものとする。

7 第一項、第三項及び第五項に規定する所得税額又は法人税額のうちこれらの規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

8 第一項、第三項及び第五項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税（道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下同じ。）をも含めて規定されているときは、これらの規定の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率に一をえた数で除したものとして政令で定める税率とする。

(配当等又は譲渡収益に係る地方税の課税の特例)

第五条 租税条約が住民税についても適用がある場合において、相手国居住者等である法人に対し住民税を課するときは、その課税標準である法人税額のうち前条第一項、第三項及び第五項に規定する所得に対応する部分の金額に係る税率は、地方税法第五十一条第一項又は第三百四十四条の六第一項（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する法人税割の標準税率とする。

2 前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項、第三項及び第五項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第七項の規定により計算した金額から同条第一項、第三項及び第五項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3 省略

4 都道府県は、租税条約が事業税についても適用がある場合において、前条第一

項から第六項までに規定する相手国居住者等、外国法人又は非居住者の行なう事業に対し事業税を課するときは、その者が支払を受けるべきこれらの規定に規定する配当等又は譲渡収益をその課税標準に含めないものとする。

(双方居住者の取扱い)

第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定により當

(双方居住者の取扱い)

第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定により當

(配当等又は譲渡収益に係る地方税の課税の特例)

第五条 租税条約が住民税についても適用がある場合において、相手国の居住者である法人に対し住民税を課するときは、その課税標準である法人税額のうち前条第一項に規定する所得に対応する部分の金額に係る税率は、地方税法第五十一条第一項又は第三百四十四条の六第一項（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する法人税割の標準税率とする。

2 前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第七項の規定により計算した金額から同条第一項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3 同上

4 都道府県は、租税条約が事業税についても適用がある場合において、前条第一

項に規定する相手国の居住者の行なう事業に対し事業税を課するときは、その者が支払を受けるべき配当等又は譲渡収益をその課税標準に含めないものとする。

該租税条約の相手国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法（第十五条及び第十六条を除く。）、地方税法（当該租税条約の規定の適用を受ける住民税又は事業税に係る部分に限る。）及びこの法律の規定を適用する。

（相手国居住者等に係る租税条約に基づく認定）

- 第六条の二 所得税法第一百六十一條に規定する国内源泉所得（同法第一百六十二条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法第二百三十九条の規定により国内源泉所得（同法第二百三十九条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）を有し、又は有することとなる相手国居住者等は、國税庁長官から、当該国内源泉所得」とに、租税条約の規定であつて政令で定めるもの認定を受けることができる。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び住所、認定を受けることができるとする理由その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、國税庁長官に提出しなければならない。
- 3 國税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第一項の認定をしたとき又は当該認定をしないことを決定したときは、当該申請書を提出した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 4 國税庁長官は、第一項の認定を受けた者について、第二項に規定する理由がなくなつたと認める場合その他の政令で定める場合には、その認定を取り消すことができる。
- 5 國税庁の当該職員は、第一項の認定又は当該認定の取消しに関する必要な調査をすることができる。
- 6 國税庁長官は、第四項の規定により第一項の認定を取り消した場合には、当該認定を取り消した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 7 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る第二項の申請書又は添付書類の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その変更の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を國税庁長官に提出しなければならない。
- 8 國税庁長官は、第一項の認定をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該認定を受けた者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したと

が國以外の締約国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法（第十五条及び第十六条を除く。）、地方税法（当該租税条約の規定の適用を受ける住民税又は事業税に係る部分に限る。）及びこの法律の規定を適用する。

きについても、同様とする。

(取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)

第七条 租税条約の相手国の法令に基づき、相手国居住者等と居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）、内国外人又は特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について当該特定信託の受託者である法人との間で行われた取引の対価の額と異なる金額を当該取引の対価の額として当該相手国居住者等に係る租税（当該租税条約の適用がある租税に限る。）の課税標準又は欠損金額が計算される場合において、当該課税標準又は欠損金額の計算の基礎となる当該取引の対価の額につき、財務大臣が当該相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたときは、当該居住者、内国外人又は特定信託の受託者である法人の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該取引がその合意した金額で行われたとした場合に計算される当該居住者の各年分の所得の金額、当該内国外人の各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。）若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該特定信託の受託者である法人の当該特定信託の各計算期間の所得の金額を基礎として、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をすることができる。

2 前項の更正をする場合において、内国外人の同項の規定により減額される所得の金額若しくは連結所得の金額又は特定信託の受託者である法人の特定信託の同項の規定により減額される所得の金額のうちに相手国居住者等に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、イに規定する個別所得金額に、同法第六十七条第二項及び第三項、第八十一条の十三第二項及び第三項、第八十二条の五第三項及び第四項並びに第八十二条の五第三項及び第四項の規定の適用についてはこれららの規定に規定する所得等の金額又は連結所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

3 第一項に規定する取引の対価の額につき財務大臣が租税条約の相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件

(取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)

第七条 租税条約の我が国以外の締約国の法令に基づき、相手国の居住者と居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）、内国外人（同条第一項第六号に規定する内国外人（同項第八号に規定する人格のない社団等で同法の施行地に主たる事務所を有するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）又は特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について当該特定信託の受託者である内国外人ととの間で行われた取引の対価の額と異なる金額を当該取引の対価の額として当該相手国の居住者に係る租税（当該租税条約に基づく合意がある租税に限る。）の課税標準又は欠損金額が計算される場合において、当該課税標準又は欠損金額の計算の基礎となる当該取引の対価の額につき、財務大臣が当該我が国以外の締約国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたときは、当該居住者、内国外人又は特定信託の受託者である内国外人の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十二条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該取引がその合意した金額で行われたとした場合に計算される当該居住者の各年分の所得の金額、当該内国外人の各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。）若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該特定信託の各計算期間の所得の金額を基礎として、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をすることができる。

2 前項の更正をする場合において、内国外人の同項の規定により減額される所得の金額若しくは連結所得の金額又は特定信託の同項の規定により減額される所得の金額のうちに相手国の居住者に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第六十七条第二項及び第三項、第八十一条の十三第二項及び第三項並びに第八十二条の五第三項及び第四項の規定の適用についてはこれららの規定に規定する所得等の金額又は連結所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

3 第一項に規定する取引の対価の額につき財務大臣が租税条約の我が国以外の締約国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令

を満たすときは、国税局長又は税務署長は、同項の規定による更正に係る還付金又は過納金については、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さない」とができる。

(租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続)

第八条 財務大臣は、租税条約の相手国の権限ある当局と当該租税条約に規定する協議又は合意をする場合において、その協議又は合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、あらかじめ総務大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2 省略

(相手国から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の相手国から当該相手国の租税に関する調査（当該相手国の刑事案件の検査を除く。）に必要な情報（以下この項において「必要情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるために、当該相手国が当該情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。

二 省略

三 当該相手国において当該必要情報を入手することが困難であると認められないとき。

2 省略

で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、同項の規定による更正に係る還付金又は過納金については、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該我が国以外の締約国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さない」とができる。

(租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続)

第八条 財務大臣は、租税条約のわが国以外の締約国の権限ある当局と当該租税条約に規定する協議又は合意をする場合において、その協議又は合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、あらかじめ総務大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2 同上

(相手国から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の我が国以外の締約国から当該締約国の租税に関する調査（当該締約国の刑事案件の検査を除く。）に必要な情報（以下この項において「必要情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるために、当該相手国が当該情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。

二 同上

三 当該締約国において当該必要情報を入手することが困難であると認められないとき。

2 同上

(相手国の租税の徵収)

第十一條 政府は、租税条約の規定により当該租税条約の相手国の租税につき当該相手国の政府から徵収の嘱託を受けたときは、国税徵収の例によりこれを徵収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徵収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(罰則)

第十三條 省略

3 法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。

4 省略

(相手国の租税の徵収)

第十一條 政府は、租税条約の規定によりわが国以外の締約国の租税につき当該締約国の政府から徵収の嘱託を受けたときは、国税徵収の例によりこれを徵収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徵収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(罰則)

第十三條 同上

3 法人（人格のない社団等（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。

4 同上

(租税特別措置法の一
部改正)

第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第一十六号)の一部を次のように改正す
る。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得(第三条—第九条の七)

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)

第二款 準備金(第二十条—第二十一条)

第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)

第四款 農業所得の課税の特例(第二十五条)

第五款 その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)

第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)

第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)

第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)

第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三十三条の六)

第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条—第三十四条の三)

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二—第三十六条の六)

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の九の二)

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一—第三十八条)

第十款 その他の特例(第三十九条—第四十条の三)

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第四十条の四)

目次

第一章 同 上

第二章 同 上

第一節 利子所得及び配当所得(第三条—第九条の五)

第二節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第五款 同 上

第六款 同 上

第七款 同 上

第八款 同 上

第九款 同 上

第六款 同 上
第七款 譲渡所得の特別控除額の特例等(第三十六条)
第七款の二 同 上

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の九の二)

第九款 同 上

第十款 同 上

四一 第四十条の六)

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条—第四十一条の三）

第六節 その他の特例（第四十一条の四—第四十二条の三の二）

第三章 法人税法の特例

第一節 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四—第五十四条）

第二節 準備金等（第五十五条—第五十七条の九）

第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節の二 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）

第四節 協同組合の課税の特例（第六十一条）

第四節の二 農業生産法人の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の三 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）

第五節の一 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条）

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条—第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の二—第六十五条の五）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七—第六十五条の十五）

第六節の二 現物出資の場合の課税の特例（第六十六条・第六十六条の二）

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例（第六十六条の四）

第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（第六十六条の五）

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六—第六十六条の九）

第八節 その他の特例（第六十六条の十一—第六十八条の七）

第九節 削除

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九—第六十八条の四十二）

第五節 同 上

第六節 同 上

第三章 同 上

第一節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第四節 同 上

第五節 同 上

第六節 同 上

第七節 同 上

第八節 同 上

第九節 同 上

第十節 同 上

第六節 同 上

第七節 同 上

第八節 同 上

第九節 同 上

第十節 同 上

第十一節 同 上

第十二節 同 上

第十三節 同 上

第十四節 同 上

第十五節 同 上

第十六節 同 上

第十七節 同 上

第十八節 同 上

第十九節 同 上

第二十節 同 上

第二十一節 同 上

第二十二節 同 上

第二十三節 同 上

第二十四節 同 上

第二十五節 同 上

第二十六節 同 上

第二十七節 同 上

第二十八節 同 上

第二十九節 同 上

第三十節 同 上

第三十一節 同 上

第三十二節 同 上

第三十三節 同 上

第三十四節 同 上

第三十五節 同 上

第三十六節 同 上

第三十七節 同 上

第三十八節 同 上

第三十九節 同 上

第四十節 同 上

第四十一節 同 上

第四十二節 同 上

第四十三節 同 上

第四十四節 同 上

第四十五節 同 上

第四十六節 同 上

第四十七節 同 上

第四十八節 同 上

第四十九節 同 上

第五十節 同 上

第五十一節 同 上

第五十二節 同 上

第五十三節 同 上

第五十四節 同 上

第五十五節 同 上

第五十六節 同 上

第五十七節 同 上

第五十八節 同 上

第五十九節 同 上

第六十節 同 上

第六十一節 同 上

第六十二節 同 上

第六十三節 同 上

第六十四節 同 上

第六十五節 同 上

第六十六節 同 上

第六十七節 同 上

第六十八節 同 上

第六十九節 同 上

第七十節 同 上

第七十一節 同 上

第七十二節 同 上

第七十三節 同 上

第七十四節 同 上

第七十五節 同 上

第七十六節 同 上

第七十七節 同 上

第七十八節 同 上

第七十九節 同 上

第八十節 同 上

第八十一節 同 上

第八十二節 同 上

第八十三節 同 上

第八十四節 同 上

第八十五節 同 上

第八十六節 同 上

第八十七節 同 上

第八十八節 同 上

第八十九節 同 上

第九十節 同 上

第九十一節 同 上

第九十二節 同 上

第九十三節 同 上

第九十四節 同 上

第九十五節 同 上

第九十六節 同 上

第九十七節 同 上

第九十八節 同 上

第九十九節 同 上

第一百節 同 上

第十一節	連結法人の準備金等（第六十八条の四十三—第六十八条の五十九）	第十一節	同上
第十二節	削除	第十二節	削除（第六十八条の六十）
第十三節	同上	第十三節	同上
第十四節	連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十一—第六十八条の六十二）	第十四節	同上
第十五節	連結法人である鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十三）	第十五節	同上
第十六節	連結法人である農業生産法人の課税の特例（第六十八条の六十四—第六十八条の六十五）	第十六節	同上
第十七節	連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）	第十七節	同上
第十八節	連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）	第十八節	同上
第十九節	連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十八—第六十八条の六十九）	第十九節	同上
第一款	連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例	第一款	同上
第二款	収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十一—第六十八条の七十二）	第二款	同上
第三款	特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四—第六十八条の七十六）	第三款	同上
第四款	資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）	第四款	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八—第六十八条の八十五の二）
第五款	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八—第六十八条の八十五の二）	第五款	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八—第六十八条の八十五）
第六款	連結法人の現物出資の場合の課税の特例（第六十八条の八十六）	第六款	同上
第七款	連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十七）	第七款	同上
第八款	連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例（第六十八条の八十八）	第八款	同上
第九款	連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（第六十八条の八十九）	第九款	同上
第十款	連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十一—第六十八条の九十三）	第十款	同上
第十一款	連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四—第六十八条の百一十一）	第十一款	同上
第十二款	相続税法の特例（第六十九条—第七十条の十二）	第十二款	同上
第十三款	第四章 地価税法の特例（第七十一条—第七十二条の十七）	第十三款	同上
第十四款	第五章 登録免許税法の特例（第七十二条—第八十四条の五）	第十四款	同上

第四章	同上	第四章	同上
第五章	同上	第五章	同上
第六章	同上	第六章	同上
第七章	同上	第七章	同上
第八章	同上	第八章	同上
第九章	同上	第九章	同上
第十章	同上	第十章	同上
第十一章	同上	第十一章	同上
第十二章	同上	第十二章	同上
第十三章	同上	第十三章	同上
第十四章	同上	第十四章	同上
第十五章	同上	第十五章	同上
第十六章	同上	第十六章	同上
第十七章	同上	第十七章	同上
第十八章	同上	第十八章	同上
第十九章	同上	第十九章	同上
第二十章	同上	第二十章	同上
第二十一章	同上	第二十一章	同上
第二十二章	同上	第二十二章	同上
第二十三章	同上	第二十三章	同上
第二十四章	同上	第二十四章	同上
第二十五章	同上	第二十五章	同上

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例（第八十五条—第八十六条の六）

第二節 酒税法の特例（第八十七条—第八十七条の七）

第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八条—第八十八条の四）

第三節 挥発油税法及び地方道路税法の特例（第八十八条の五—第九十条の三）

第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四—第九十条の七）

第二節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八・第九十条の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十・第九十条の十一）

第四節 印紙税法の特例（第九十一条—第九十二条）

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条—第九十六条）

第八章 雜則（第九十七条）

附則

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の二 省略

258 省略

9 勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第四項第一号ロ若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律（第九条の三第二項の規定を除く。次条第十項において同じ。）及び所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条 内国法人は、平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に発行された民間国外債（内国法人が国外において発行した債券で、その利子の支払が国外において行われるもの）のうち同項に規定する指定民間国外債以外のもの（以下この条において「一般民間国外債」とい

（民間国外債等の利子の課税の特例）

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第二節の二 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八—第九十条の九）

第三節の四 同上

第四節 同上

第七章 同上

第八章 同上

附則

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の二 同上

258 同上

9 勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第四項第一号ロ若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（民間国外債等の利子の課税の特例）

第六条 内国法人は、平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に発行された民間国外債（内国法人が国外において発行した債券で、その利子の支払が国外において行われるもの）のうち同項に規定する指定民間国外債以外のもの（以下この条において「一般民間国外債」とい